

ロートグループ現代奴隸に関する声明

ロートグループは、グローバルに展開する事業およびサプライチェーンにおいて人権を尊重することを基本とし、グループ人権方針に基づき、強制労働、児童労働、奴隸、債務労働、人身取引など、いかなる「現代奴隸」行為も一切容認しません。

本声明は、現代奴隸を防止するために、ロートグループとしての姿勢と取り組みを明確にするものです。また、英国 Modern Slavery Act 2015 をはじめとする各国の関連法令により求められる情報開示の趣旨を踏まえ、子会社が発行する Modern Slavery Statement(現代奴隸に関する声明)と整合しつつ、グループ全体としての基本的な対応方針を示します。

この声明を支える取り組みとして、ロートグループは人権デュー・ディリジェンスを実施し、サプライヤー評価、契約条項への人権条項の明記、定期的なモニタリング、是正措置、社員への啓発・教育、通報制度の整備などを継続的に行っていきます。

私たちは、人権尊重の取り組みをグループ全体で推進することで、持続可能な Well-being 社会の実現に貢献してまいります。

1. 適用範囲

本声明は、ロート製薬株式会社および国内外のグループ会社に適用されます。

本声明は、各国の法令に基づき子会社が発行する Modern Slavery Statement を置き換えるものではなく、それらと整合するグループ全体の方針として機能します。

(国別の対応状況については付録を参照)

2. 事業およびサプライチェーン

ロートグループは、医薬品、化粧品、健康関連製品など、さまざまな事業をグローバルに展開しており、自社工場での製造等を通じて製品を提供しています。

ロートグループの事業を支えるサプライチェーンには、原料供給者、包装材供給者、委託製造先、物流・配送パートナー、国内外の販売代理店・事業パートナーなど、多様な事業パートナー等が含まれます。

事業の性質上、特定の原材料や製造工程、物流などの領域において、労働環境に関する潜在的なリスクが存在する可能性があることを認識しています。

3. ガバナンス体制

現代奴隸リスクの管理は、ロートグループのサステナビリティ委員会が統括し、取締役会の諮問機関として機能します。

委員会は、人権・サステナビリティに関する方針の策定、実行計画の承認、進捗モニタリングを担います。

実務の実施は各子会社および関係部門が担当し、以下のような部門が含まれます：

- 調達に係る部門
- 品質保証に係る部門
- 法務・コンプライアンスに係る部門
- 人事に係る部門

- ESG に係る部門
- 営業その他関連部門

重大な人権リスクの発生、法令や規制の変更、顧客からの要請があった場合には、関係部門および子会社がサステナビリティ委員会へ速やかに報告し、必要に応じて取締役会で検討・決定を行います。

4. 現代奴隸リスクの認識

ロートグループは、国際的な指針や業界特性を踏まえ、グループの事業活動および事業を支えるサプライチェーンにおいて、現代奴隸に関する潜在的なリスクが生じ得ることを認識しています。具体的には、原材料や包装材の調達・供給、製造・加工工程(自社および委託先を含む)、物流・輸送工程、ならびに派遣労働者や移住労働者の利用等に関連して、労働環境に関するリスクが顕在化する可能性があります。ロートグループは、各国子会社における評価結果や取引先からの要請等も踏まえ、これらのリスク認識を継続的に見直します。

5. 人権デュー・ディリジェンス(人権 DD)

ロートグループは以下を含む人権 DD を実施します：

- サプライヤーの事前評価およびセルフアセスメント質問票(サプライヤーCSR アセスメント)
- 契約書、同意書、行動規範等における現代奴隸禁止条項の明記
- リスク状況に応じたモニタリングおよび必要な改善措置
- 是正措置および再発防止策(CAPA: Corrective and Preventive Action)の実施
- 手続きや文書の更新(法令改正・顧客要請・事業変化に応じて)

CAPA の実行は、調達、品質保証、法務・コンプライアンス等の関係部門が担い、改善状況を確認したうえで再評価を行います。

6. サプライヤー管理

ロートグループは、CSR 調達ガイドラインを通じて、サプライヤーに対し人権尊重、適切な労働慣行、環境配慮、倫理的行動の遵守に向けた取り組みを促進します。

また、現代奴隸リスクに対応するため、以下の取り組みを進めています：

- 取引開始時の評価および必要な同意書の取得
- サプライヤーへの「現代奴隸」準拠確認
- 高リスク領域に対する重点管理
- 取引先からの現代奴隸に関する問い合わせや要求への適切な対応等の実施

7. 教育・啓発

以下の内容を含む研修資料および研修体制を段階的に整備します：

- 現代奴隸/ 人権リスクの基礎
- サプライチェーンの理解
- 社内外の対応手順(DD・契約・SAQ 等)
- 通報制度および相談窓口の案内
- 事例学習 等

また、サプライヤー向けには以下のような資料の提供および整備を進めます。

- 行動規範の説明資料
- セルフアセスメントチェックリスト
- 基礎的な人権啓発資料の案内
- 通報窓口の案内

8. 通報および救済(グリーバンスマカニズム)

ロートグループは、以下の通報窓口を設け、匿名での相談・通報を可能としています：

- ロートグループ・ホットライン/ビジネスパートナー・ホットライン（日本国内専用）
- Ethics Hotline（日本国外対応）

通報された事案については、迅速な調査・是正・救済支援を行い、必要に応じて継続的なフォローアップを実施します。

9. 継続的改善とモニタリング

当社は、法令改正、業界動向、顧客要求、サプライチェーン構造の変化などを踏まえ、本声明および関連手続きを定期的に見直します。

10. 各国 Modern Slavery Statement との関係

本声明は、各國子会社が法令に基づき発行する Modern Slavery Statement を置き換えるものではありません。各國子会社は、現地法の要件に応じて個別にステートメントを発行・更新します。

11. 承認

本声明はロート製薬株式会社により発行され、経営陣の承認を受けています。

2025年12月10日
ロート製薬株式会社 取締役会承認

《付録:国別 Modern Slavery 対応状況》

2025年12月10日

A. 英国(UK)

- *Modern Slavery Act 2015(UK)*に基づき年次ステートメントを発行し、取締役会承認および取締役(またはこれに相当する者)の署名を得ています。
- 年次ステートメントにおいては、監査、SAQ、是正措置、教育などを含む法定7項目を毎年開示しています。

B. オーストラリア(AUS)

- 現時点では、ロート製薬株式会社および国内外のグループ会社の中に、*Modern Slavery Act 2018(AUS)*に基づく報告対象企業は存在しません。
- 豪州法改正の議論に備え、現地の法務・調達部門と連携し、報告対象企業が生じた場合に備えた準備を継続しています。
- 小売顧客からの現代奴隸に関する要請に対し、サプライチェーンにおける人権リスク情報の提供や、監査結果の共有といった適切な対応を自主的に実施しています。

※ 本付録は作成時点の情報に基づきます。